

雑品スクラップをめぐる現状と課題

山岸 千穂

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 国際的な背景
3. 雑品スクラップ問題の顕在化
4. 廃棄物処理法及びバーゼル法の改正
5. おわりに

1. はじめに

近年、破碎された使用済電気電子機器¹等を混合した、いわゆる「雑品スクラップ²」が、我が国から途上国へ輸出されている。使用済電気電子機器は、鉛などの有害金属を含むため、その廃棄物としての処理については、廃棄物処理法³上、適正処理に当たっての基準等が定められている。しかし、使用済電気電子機器等を含む雑品スクラップについては、現状では、そのほとんどが法の適用を受けずにヤードにおいて無造作に野積みされ、途上国における処理の状況を確認しないまま輸出されており、国内外において環境汚染及び健康被害のおそれが生じている。

こうした中、2017（平成 29）年の第 193 回国会において、雑品スクラップへの対応を含む「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「廃棄物処理法改正案」という。）及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「バーゼル法改正案」という。）が成立した。

本稿においては、国際的な背景及び国内での雑品スクラップの現状を概観した後、上記の改正案の概要及び国会での論議、その後の政省令等の検討状況について紹介する。

¹ 本稿における「使用済電気電子機器」とは、使用の終了した家庭用及び産業用の電気電子機器であって、有価物及び廃棄物を含む概念とする。

² 「金属スクラップ」、「ミックスメタル」などの呼び方もあるが、単一の素材から構成されるスクラップと区別するため、「雑品スクラップ」と呼ばれる。主に中国で使われる雑多なものという意味の「雑品」という言葉に、分かりやすく「スクラップ」という言葉を加えたものであると説明されている。

³ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）。廃棄物の定義、処理責任等を定めるとともに、廃棄物処理業を許可制とし、廃棄物の処理基準、処理施設の設置基準等を定める。

2. 国際的な背景

(1) 使用済電気電子機器に係る国際的な動向

有害廃棄物等⁴の輸出入に係る枠組みを定めたバーゼル条約⁵は、輸出に関しては許可制とし、輸出の前に輸出先国及び通過国へ事前に通告するとともに、相手国の同意を得ることとしている。使用済電気電子機器のうち、一定量以上の鉛を含むなど有害特性を有するもの等については同条約の規制対象となるが、再使用目的の中古品は原則対象外である⁶。

中古品と有害廃棄物等の区別については、その線引きが難しい。このため、バーゼル条約の枠組みにおいては、両者の区別に係るガイドラインが検討されているが⁷、中古品と偽り、有害廃棄物等として扱われるべき使用済電気電子機器を輸出入する事例が後を絶たないといわれている。

(2) 途上国における使用済電気電子機器による環境汚染

2015（平成 27）年のUNEP（国連環境計画）の報告書によれば、我が国だけでなく、アメリカ、西ヨーロッパ、オーストラリアなどの先進国地域から、東アジア、東南アジア、東ヨーロッパ、アフリカなどの途上国地域に向けて、使用済電気電子機器の廃棄物が越境移動されており⁸、最大で90%が不法取引等であることが指摘されている⁹。

途上国に移動された使用済電気電子機器の廃棄物は、そのほとんどが不適正に処理される。そのため、解体・焼却作業から発生した粉じん・有害物質などは環境中へ放出され、処理場周辺からは、高濃度の鉛やダイオキシン類が検出されている。世界最大の電気電子機器廃棄物の処理場といわれる中国・広東省にある貴嶼鎮（きしょちん）では、子供の平均血中鉛濃度が高いことが明らかにされており、健康被害が懸念されている¹⁰。

3. 雑品スクラップ問題の顕在化

(1) 雑品スクラップの現状

このような中、我が国から使用済電気電子機器等が破砕された雑品スクラップが、途上国へ輸出されていることが確認されている。その多くは、ばら積み船で中国の上海に近い浙江省へ年間百万トンの規模で輸出され、現地で解体され、金属へリサイクルされていると推測されている¹¹。

⁴ 有害廃棄物等とは、排出経路や含有成分により定める有害廃棄物及び一部の家庭系廃棄物とされている。

⁵ 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。1989（平成元）年3月採択、1992（平成4）年5月発効。

⁶ バーゼル条約では、締約国が独自に規制対象物を定めることができるため、中古品であっても規制対象物とされている場合がある（香港、タイ、ベトナムなど）。

⁷ 2015（平成27）年5月のバーゼル条約第12回締約国会議において暫定採択され、2017（平成29）年4月～5月の第13回締約国会議では、引き続き検討を進めることが決定された。

⁸ 第193回国会参議院環境委員会会議録第18号7頁（平29.6.8）

⁹ ライブドアニュース「世界の電子廃棄物、90%が違法処理されている」

<http://news.livedoor.com/article/detail/10118056/>（平29.10.10最終アクセス）

¹⁰ 寺園淳「第6章 廃棄物の越境移動と国際的な管理」鷲田豊明ほか編『循環型社会をつくる』（岩波書店、2015年）

¹¹ 第193回国会参議院環境委員会会議録第17号1頁（平29.6.6）国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長 寺園淳参考人の発言。

雑品スクラップの排出元は、解体業者、工場や一般家庭、事業所など幅広く、多くは、不用品回収業者などを通じて雑品スクラップ業者のヤードに運び込まれるといわれている。

雑品スクラップの内容は、鉄・非鉄・プラスチックなどを含む雑多なもので、未解体、未選別のものであり、一見して廃棄物と区別することが難しい性状のものさえある(図1)。これらの中には、本来「家電リサイクル法¹²⁾」や「小型家電リサイクル法¹³⁾」に基づき、リサイクルされるべき物品も含まれていることが確認されている。ヤードは、全国で1千か所以上あると推測されているが、そのほとんどが屋外での野積みであり、床面への有害物質等の浸透防止、流出水対策などは実施されていない。そのため、土壌汚染等の環境汚染が懸念されているほか、ずさんな管理に起因する火災が各地で確認されている(表1)。

図1 雑品スクラップの例



(出所) 環境省資料

表1 雑品スクラップを原因とする可能性の高い火事の例(2017(平成29)年)

発生日	発生場所	事案の概要 (報道や関係者への聞き取り等を基に記載)
8月7日	埼玉県三芳町	リサイクル会社のスクラップヤードで家電製品から出火。
8月6日	大阪府堺市	リサイクル会社の敷地内で電化製品から出火
7月27日	福岡県糸島市	リサイクル会社の敷地内に野積みされていた家電製品から出火。消防車約20台が出動。福岡市のPM2.5測定機器で高濃度の数値を記録。
7月20日	静岡県浜松市	金属買取業者のスクラップヤードでバッテリー類から出火。
7月19日	和歌山県和歌山市	船にミックスメタルスクラップを積み込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。
7月13日	千葉県市原市	船にミックスメタルスクラップを積み込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。
5月19日	兵庫県尼崎市	金属買取業者のスクラップヤードでスクラップの山から出火。スクラップに使用済家電やバッテリー類が混入。消防車約19台が出動。
5月17日	新潟県上越市	スクラップ輸出業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約3時間にわたり燃えた。
5月13日	宮城県仙台市	金属スクラップリサイクル業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約500立方メートルのスクラップが燃えた。
5月1日	千葉県船橋市	船にミックスメタルスクラップを積み込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。
4月24日	福岡県福岡市	船にミックスメタルスクラップを積み込み中に出火。使用済家電が積荷に混入。約15時間半後に鎮火し、船体の大部分が沈没。船体から油が海に流出。
1月31日	愛知県名古屋市	船にミックスメタルスクラップを積み込み中に出火。



尼崎市での火災の様子
(兵庫県消防防災航空隊提供)

(出所) 環境省資料

¹²⁾ 「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号)。対象品目は、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の4品目。小売業者による引取り及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられている。排出者は、4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うこととされている。

¹³⁾ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)。家電リサイクル法の対象4品目以外の家電28品目(パソコン、DVDレコーダー等の映像用機械器具、電話機・携帯電話端末等の有線・無線通信機械器具、炊飯器等の台所用電気機械器具、扇風機等の空調用電気機械器具、電気芝刈り機等の園芸用電気機械器具、電気照明器具等)が対象である。市町村が回収ボックス等で回収し、国が認定した認定事業者などへ引き渡すとともに、精錬業者により金属回収を行うことが可能となっている。

(2) 廃棄物処理法及びバーゼル法による対応

雑品スクラップの状態にされた使用済電気電子機器については、廃棄物処理法及び有害廃棄物等の輸出入について定めたバーゼル法¹⁴による規制が可能なように思われるが、実際上、その適用は困難となっている。

ア 廃棄物処理法

廃棄物処理法においては、許可を受けずに廃棄物を破砕し、金属スクラップに混ぜるなどの処理を行うと同法違反となる。しかし、「廃棄物」の該非については、「総合判断説¹⁵」によるため、有価での取引が成立している雑品スクラップについては、「廃棄物」と判断することが困難となっている。

こうした状況を受け、環境省は、2012（平成24）年3月、いわゆる「319通知¹⁶」を发出した。ここでは、使用を終了した家電リサイクル法の対象家電については、総合判断説を基本的な考え方とするとともに、①「リユース品としての市場性が認められない場合」、「再使用の目的に適さない粗雑な取扱いがなされている場合」は、廃棄物と判断して差し支えないこと、②不用品回収業者が収集したものについて廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこととした。また、家電リサイクル法の対象外である使用済家電製品¹⁷についても、「廃棄物の疑いがあると判断できる場合には、総合的に勘案して、積極的に廃棄物該当性を判断されたい」とした。

しかしながら、現場では、使用済家電とわからないように破砕・混合し、コンテナに詰めるなどの悪質な事案が顕在化している。また、摘発に当たる関係機関からは、通知を根拠とする取締りの限界を指摘する声もある。

イ バーゼル法

一方、バーゼル法は、バーゼル条約の担保法であり、その有害性に応じて規制対象物が決められている。しかし、混合物については明確な定めがなく、その判断基準も整備されていない。このため、我が国から輸出された雑品スクラップが、輸出先国から、条約上の手続を経ない不適正な貨物として返送（シップバック）される事例が複数生じている。さらに、法の規制対象物については、輸出先の処分について環境汚染防止措置の確認¹⁸が行われるが、法の規制対象外である雑品スクラップについてはこうした措置も採られないことから、輸出先国における不適正処理の懸念が生じている。

¹⁴ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号）。特定有害廃棄物等の輸出入に当たっては許可制とし、運搬及び処分に際しては、移動書類の携帯等の義務を課す。

¹⁵ ①その物の性状、②排出の状況、③通常の見取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に判断することとしている。

¹⁶ 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企発第120319001号、環廃対発第120319001号、環廃産発第120319001号）

¹⁷ 小型家電リサイクル法は、319通知の発出時点においては未成立（2012（平成24）年8月成立）。

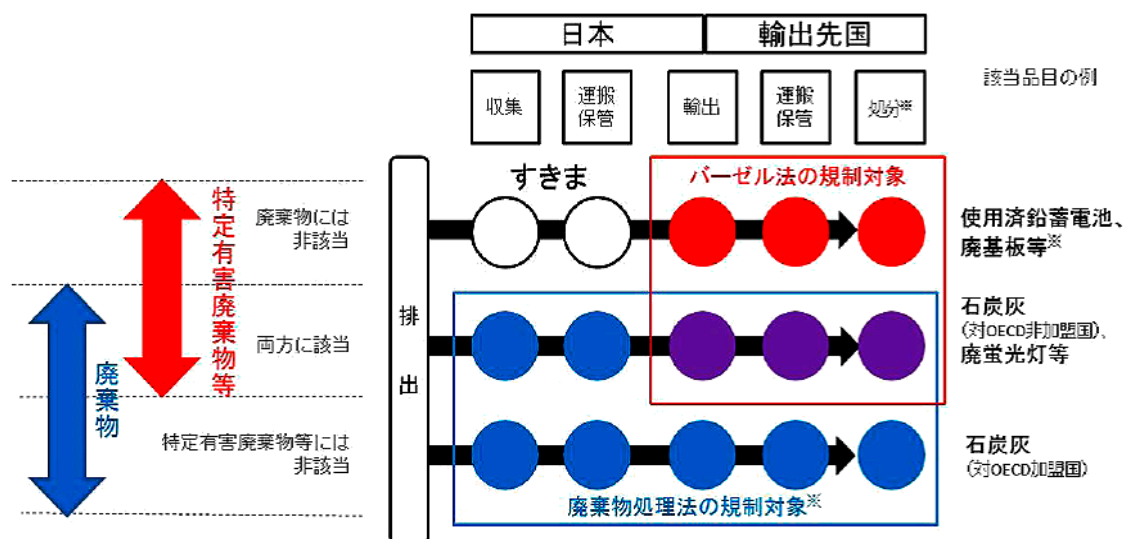
¹⁸ 非OECD加盟国向けの規制対象物の輸出の審査の際、輸出先国の処理施設が、排ガス・排水対策等の適切な環境汚染防止措置を実施しているかどうか確認することとしている。

4. 廃棄物処理法及びバーゼル法の改正

(1) 法の見直しと改正案の提出

このような中、2016（平成 28）年 5 月、廃棄物処理法について、前回の 2010（平成 22）年の改正法の附則に基づく施行状況の検討が中央環境審議会において開始された。また、バーゼル法についても、今日の活発な資源の輸出入等の状況を踏まえ、法の制定以来初めてとなる見直しが、同年 10 月、中央環境審議会と産業構造審議会の関係部会の合同会議において開始された。検討の結果は、それぞれ取りまとめられ、2017（平成 29）年 2 月、中央環境審議会から環境大臣へ意見具申された。この中で、廃棄物処理法については、雑品スクラップのヤードについて、法的対応も含めた都道府県等による一定の規制にかからしめるべきであることなどが指摘され¹⁹、バーゼル法については、その規制対象物の定義について、混合物も含めて法的に明確化する必要性などが指摘された²⁰。なお、これらの対応について、環境省は、廃棄物処理法の規制対象を使用済家電のように廃棄物該当性の判断が困難なものに対しても一定の規定を適用することにより、国内での管理を適正化する（図 2 の青枠を上を広げる）とともに、バーゼル法で、上流にさかのぼって国内での管理を適正化する（図 2 の赤枠を左に広げる）ことにより、両法の間には存在する「隙間」を埋めるものとなることを説明している²¹。

図 2 廃棄物処理法とバーゼル法の改正方針のイメージ



※「処分」にはリサイクルを含む。バーゼル法の下で輸出が認められる要件は、輸出先国がOECD加盟国か否かにより異なり、加盟国向けの輸出の方が緩和されている。廃棄物処理法は、輸出時に輸出先国での取扱いを審査するが、措置命令に関する規定はない。

(出所) 環境省資料

¹⁹ 「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 29 年 2 月 14 日 中央環境審議会）

²⁰ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方を見直しの方向性（意見具申）」（平成 29 年 2 月 14 日 中央環境審議会）

²¹ 環境省有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第 1 回、平 29.9.4）

両意見具申に基づき、立案作業が進められ、関係省庁との所要の調整を経て、2017（平成 29）年 3 月、廃棄物処理法改正案及びバーゼル法改正案が閣議決定されるとともに、第 193 回国会へ提出された。両改正案のうち、雑品スクラップへの対応を含む改正部分の概要は、表 2 のとおりである。

表 2 雑品スクラップに係る改正部分の概要

<p>○ 廃棄物処理法改正案（有害使用済機器保管等に係る規制の創設）</p> <p>本来の用途での使用が終了した鉛等の有害物質を含む電気電子機器（「有害使用済機器」）について、保管に係る都道府県知事への届出、保管及び処分基準の遵守等の義務づけ、保管又は処分基準違反への支障除去等の命令等の措置を講ずることができることとする。</p> <p>（施行期日：公布の日から起算して、1 年を超えない範囲内において政令で定める日）</p> <p>○ バーゼル法改正案（規制対象範囲の明確化）</p> <p>混合物を含む規制対象物について、法的に明確化する。</p> <p>（施行期日：公布の日から起算して、1 年 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日）</p>
--

（出所）環境省資料を基に作成

（2）国会における論議

廃棄物処理法改正案及びバーゼル法改正案は、衆参の環境委員会において、「地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件²²」とともに、3 案件一括して議題とされ、審議に付された。衆議院では、政府に対する質疑が行われ、両改正案とも全会一致で可決された。また、参議院では、参考人に対する意見聴取・質疑及び政府に対する質疑が行われ、採決の結果、両改正案は全会一致で可決された。国会における主な論議は、以下のとおりである。

ア 不用品回収業者への対応

輸出されるスクラップは、そのほとんどが不用品回収業者により回収されている。このため、例えば、鳥取県においては、2016（平成 28）年 4 月 1 日から「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」を施行し、不用品回収業者に対して届出を義務づけるとともに、収集及び保管行為に対し遵守すべき基準等を定め、一定の効果を上げている。他方、今回の廃棄物処理法改正案においては、不用品回収業者に対する措置はない。これを踏まえ、不用品回収業者について規制を講じなかった理由が問われた。これに対し、山本公一環境大臣（当時）は、現在、雑品スクラップの不適正保管による火災や、破碎

²² 除染や中間貯蔵、指定廃棄物の処理等の取組の推進を図るため、環境省に、地方支分部局として、福島地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、国会の承認を求めるもの。

等による有害物質の流出のおそれが生活環境上の問題として顕在化しており、まずはスクラップヤードにおける対策に注力する必要があるとした。また、廃棄物処理法改正案におけるスクラップヤードにおける保管等の規制、バーゼル法改正案による輸出の厳格化により、不用品回収業者が使用済電気電子機器をスクラップヤードへ持ち込むインセンティブを引き下げることができるとしている。なお、不用品回収業者については、引き続き、各自治体による廃棄物処理法の無許可営業の取締りを進めていく旨、答弁している²³。

イ 有害使用済機器の定義

廃棄物処理法改正案において新設される有害使用済機器の具体的内容については、改正案成立後、政令において定められることとされている。法案審査時点における環境省の方針としては、使用が終了し収集された電気電子機器を定めるもので、個別具体の品目ごとに指定すること、より具体的には、家電リサイクル法の対象4品目及び小型家電リサイクル法の対象28品目を想定している旨が明らかにされた²⁴。

なお、参議院環境委員会の参考人質疑では、廃棄物処理法上、「廃棄物」であるか否かが争点となる現状を背景として、法体系全体で定義を含めた整理が必要ではないかとの指摘があった。これに対し、寺園参考人は、有害使用済機器が、条文上「廃棄物を除く」と定義されていることを踏まえ、今後、その定義を具体化するに当たって、隙間が生じないようにするという事は留意すべき課題の一つである旨、述べている²⁵。

ウ 有害使用済機器の規制の在り方

廃棄物処理法改正案における「有害使用済機器保管等事業者」については、都道府県に対する届出、処分基準の遵守等が義務づけられる。この基準として想定される内容について、環境省は、これまで発生した有害使用済機器の保管場所等における火災や、有害物質の飛散、流出事故の実態を調査し、これらの事故の未然防止が可能な措置について、現行の廃棄物の処分基準を参考に、今後検討していく旨、答弁している²⁶。

こうしたことを踏まえ、有害使用済機器の混入について、実際の現場において、どのようにして明らかにし、取り締まっていくのか問われた。環境省は、都道府県等が日常より状況把握するためには、まずは法的な手当を行うことが重要であるとした。その上で、今回、有害使用済機器の疑いがあるものについて、監督権を有する都道府県に対し報告徴求や立入検査を行う権限を付与しており、これにより、日常的な状況把握を求めていく旨の答弁があった²⁷。

また、今後の体制強化の必要性に係る指摘に対し、環境省は、具体的な法施行の体制

²³ 第193回国会参議院環境委員会会議録第18号18頁（平29.6.8）

²⁴ 第193回国会衆議院環境委員会会議録第16号13頁（平29.5.12）

²⁵ 第193回国会参議院環境委員会会議録第17号7頁（平29.6.6） 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長 寺園淳参考人の発言。

²⁶ 第193回国会衆議院環境委員会会議録第16号13頁（平29.5.12）

²⁷ 第193回国会参議院環境委員会会議録第18号16頁（平29.6.8）

については、都道府県ごとに検討が行われることになるとした上で、まずは現在行っている産業廃棄物の監督に関する体制をうまく活用してもらい、判断基準等、技術的な点について助言を行っていく旨、答弁している²⁸。

エ バーゼル法における規制対象物の明確化

バーゼル法改正案においては、規制対象物の根拠規定を置き、環境省令において混合物を含めた規制対象物の範囲の明確化を行うこととしている。これに関して、環境省は、現場において、客観的かつ短時間で判断可能な基準を整備することを検討する旨を明らかにしている²⁹。

こうしたことを受け、今後、不適正な輸出を防止するための具体的対応について質された。環境省は、今回の改正案により法の規制対象を明確化することで、適切な事前手続により有害廃棄物等の不適正な輸出を防止していくとした。さらに、改正法の施行に併せて、輸出先国との間で不適正輸出を防止するための協力を進めることとしている³⁰。

なお、参議院の参考人質疑においては、廃棄物処理法及びバーゼル法の改正により、両法の間にある隙間が基本的に埋まると考えるか否か、その認識が問われた。寺園参考人は、改正は隙間の解消に寄与するものの、バーゼル法では、未遂罪³¹及び予備罪がなく、輸出申告後の輸出が既遂となってからでないとならざることを法で規制対象とすることができないため、「隙間を埋めるのに十分かと言われると、やや弱い点はある」と発言している³²。

オ 家電リサイクル法におけるリサイクルの強化

家電リサイクル法の対象4品目については、スクラップ業者等を経由して、排出量全体の3割超が海外へ流出していると推計されている(図3)。

こうしたことを踏まえ、「経済的合理性だけを考えれば、(家電リサイクル法の)後払いか(不用品回収業者の)無料回収かの選択肢というのは、相当高い意識と協力を求めるものであり、不用品回収に出すのは容易に止めることができない」旨の意見に対する見解が問われた。これに対し、山本環境大臣は、家電リサイクル法の制定時は、不法投棄の防止を目的としていたところ、時代の変化により、「廃棄物」というものの考え方が変化してきているため、同法自体の見直しは不断にあってよい旨の認識を示した³³。

また、排出段階においてリサイクル費用を負担する仕組みの是非、「拡大生産者責任³⁴」のうち、メーカーが自社製品から生ずる廃棄物について費用負担するという考え方を、

²⁸ 第193回国会参議院環境委員会会議録第18号18頁(平29.6.8)

²⁹ 第193回国会衆議院環境委員会会議録第16号6頁(平29.5.12)

³⁰ 第193回国会衆議院環境委員会会議録第17号3頁(平29.5.16)

³¹ 「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)における輸出の「未遂罪」は、「実行行為である輸出に着手したとき」であり、実務上は、外国向け貨物を保税地域へ搬入した時点、「関税法」(昭和29年法律第61号)においては、外国向け船舶に貨物を積載しようとした時点とされている。

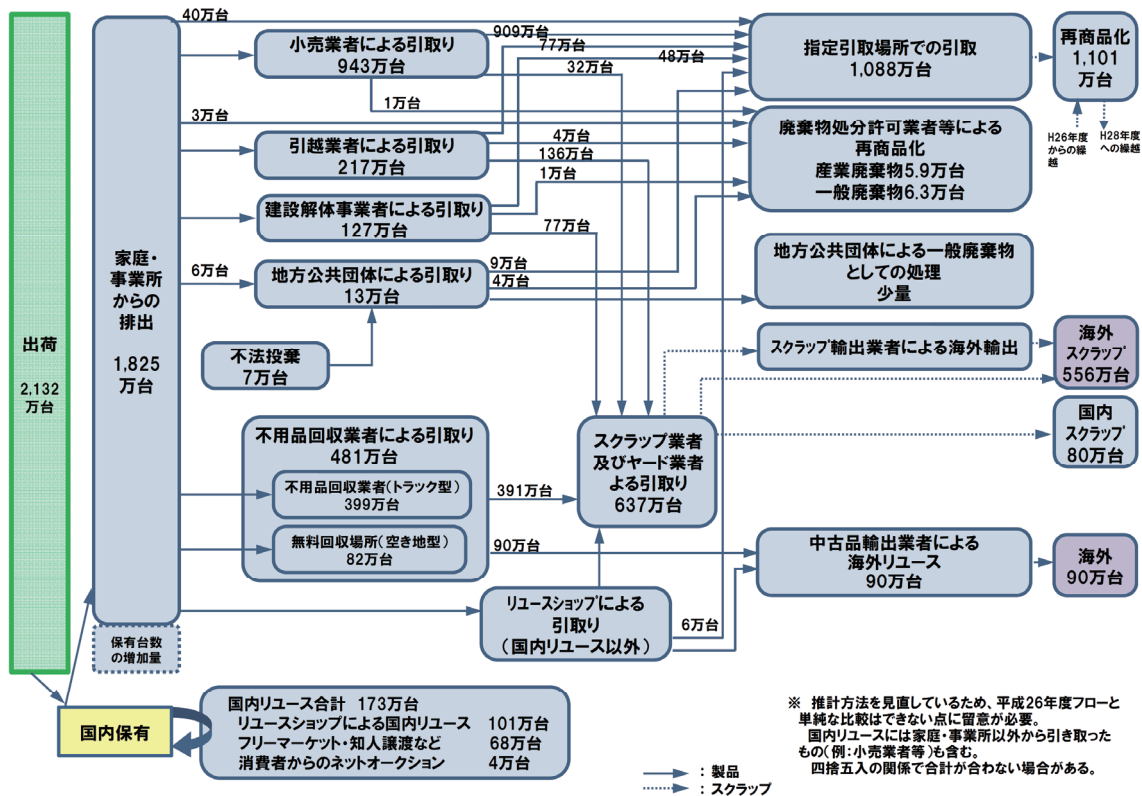
³² 第193回国会参議院環境委員会会議録第17号7頁(平29.6.6) 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長 寺園淳参考人の発言。

³³ 第193回国会衆議院環境委員会会議録第16号14頁(平29.5.12)

³⁴ 生産者が、自ら生産する製品等について使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うとの考え方。政策手法としては、①製品の引取り、②規制的アプローチ、③自主的な取組、④経済的手段等がある。

家電リサイクル法上で明確化していく必要性について問われた。これに対し、山本環境大臣は、「企業の責任だけではなく、ユーザーのある意味での責任というものも生じる」とした上で、いろいろなやり方があるものの、「デポジット³⁵」の考え方は、有効な手段ではないかと考える旨、答弁している³⁶。

図3 家電リサイクル法における使用済家電のフロー推計結果（平成27年度）



(出所) 環境省資料

(3) 改正法に基づく政省令等の検討の開始

両改正法の成立を受け、2017（平成29）年10月現在、今後策定される政省令等について関係審議会において検討が進められている。

改正廃棄物処理法の関連では、検討に当たって、環境省による保管ヤードの実態調査が行われ、その結果が示された。ここでは、保管ヤードの規模に大小はあるものの、保管が主であり、輸出先において処分されていること、保管の態様として、最大で7メートルほどの高さまで集積されていること、集積された雑品スクラップの下は舗装されていないか、舗装されていても、その継ぎ目から油を含んだ水などが流出しているケースがあることなどが確認された。また、集積されていたものの中には、家電リサイクル法及び小型家電リ

³⁵ 「デポジット・リファンド制度」。製品を買った人からある金額の預かり金（「デポジット」という。）を徴収しておき、その製品が廃棄物等になって指定の場所（店舗や回収拠点など）に返却されたときに、その預かったお金が返される（「リファンド」という。）という仕組み。

³⁶ 第193回国会衆議院環境委員会議録第16号14～15頁（平29.5.12）

サイクル法の規制対象物が含まれていることが確認された一方で、両法の規制対象外である家庭用の湯沸器や、自動販売機、業務用エアコンや農業機械なども含まれることが明らかにされた³⁷。

こうしたことを踏まえ、環境省は、「有害使用済機器」の指定について、家電リサイクル法の対象4品目及び小型家電リサイクル法の対象28品目+α（左記32品目のうち家庭用機器との区別が容易でない業務用機器等）とする案を提示しているが、より広い指定を求める意見も出されている。また、保管基準及び処分基準については、廃棄物処理法を参考にするとともに、火災防止の観点から、独自の基準を課すことが検討されている。具体的には、保管基準については、集積する高さをおおむね5メートル以下とすること、油、電池・バッテリー等については可能な範囲で分別することなどが検討されている。処分基準についても、火災の原因となり得る油等は可能な範囲で回収することなどが検討されている。

一方、改正バーゼル法における混合物の取扱いについては、家電リサイクル法の対象4品目及び小型家電リサイクル法の対象28品目を含む規制対象物のリストを作成し、当該リストに掲げる物を含む貨物の輸出又は輸入をしようとする者は、原則としてバーゼル法に基づく手続を経ること等を内容とする案などが検討されている。規制対象物リストは「有害使用済機器」の検討状況に留意することとされており、議論の動向が注目される。

5. おわりに

廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器の保管等について、その実態を把握するための仕組みが整えられた。今後、雑品スクラップのヤードについては、届出義務が課されることとなり、その適正な運用が求められる。また、有害使用済機器の定義を具体化するに当たっては、都道府県や警察などの現場を後押しするような隙間のない規定と、速やかな認定が可能となるような判断基準が必要である。バーゼル法等に基づく水際規制と併せて、雑品スクラップを効果的に規制の網に捉えることのできる仕組みを構築していくことが求められよう。

また、バーゼル法においては、国会論議において参考人が指摘したように、未遂罪がないため、輸出前の税関における貨物検査の段階で手続なしに規制対象物を輸出しようとしても、輸出業者が輸出申告を撤回すればその罪を問われることはない³⁸。廃棄物処理法は、2004（平成16）年に未遂罪及び予備罪を創設しており、バーゼル法の関係審議会等においても、その必要性が指摘されていることを踏まえ³⁹、今後の施行状況によっては、この点について再度の検討が必要となろう。

さらに、使用済電気電子機器を個別リサイクル法における適正ルートに乗せていくこと

³⁷ 環境省有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第2回、平29.10.2）資料1「有害使用済機器の保管等に関する調査結果について」等

³⁸ 鶴田順「36 バーゼル条約とバーゼル法」新美育文ほか編『環境法体系』（商事法務、2012年）931頁

³⁹ 「廃棄物の越境移動の適正化に関する検討会報告書」（平成28年4月）及び「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会合同会議」における寺園委員、島村委員の意見等。

により、ヤード等への流出を防止していくことも重要である。この問題は、10年以上前から指摘されており⁴⁰、消費者への普及啓発等を中心に対策が進められてきているが、思うような効果を上げられていないのが実状である。今後到来する家電リサイクル法の見直し⁴¹においては、各主体の負担の在り方、費用の負担を購入時に行うか排出時に行うか等の議論も含め、効果的な法規制の在り方を検討する必要があるだろう。

【参考文献】

寺園淳「第6章 廃棄物の越境移動と国際的な管理」鷲田豊明ほか編『循環型社会をつくる』（岩波書店、2015年）

鶴田順「36 バーゼル条約とバーゼル法」新美育文ほか編『環境法体系』（商事法務、2012年）

(やまぎし ちほ)

⁴⁰ 「「雑品」エアコン、中国へ」『読売新聞』（平18.10.17）

⁴¹ 家電リサイクル法は、2001（平成13）年の法施行後、おおむね5年ごとに施行状況の検討が行われており、直近の検討は2013（平成25）年5月に開始され、2014（平成26）年10月、報告書が取りまとめられた。同報告書においては、再度、5年後をめどに施行状況の検討を行うとともに、必要に応じて法の見直しを行うことが適当であるとされている。